

「近未来技術実証特区」における 自動飛行プロジェクトについて

平成27年 7月 19日
内閣府 地方創生推進室

「国家戦略特区」と「地方創生特区」「近未来技術実証特区」の関係

国家戦略特区

1次指定

(平成26年3月28日決定、5月1日指定)

東京圏

関西圏

新潟県新潟市

兵庫県養父市

福岡県福岡市

沖縄県

2次指定

(平成27年3月19日決定)

地方創生特区

秋田県仙北市

宮城県仙台市

愛知県

3次指定

(平成27年中、速やかに決定)

地方創生特区第二弾

○趣旨

- ・規制改革により地方創生を実現
- ・手続きの簡素化や専門家の派遣等、熱意のある自治体を総合的支援

○基準

- ・「初期メニュー」のうち現在の特区の中でも困難なものを確実に活用
- ・「追加メニュー」など思い切った改革事項を提案
- ・「近未来技術実証」を行うことを積極的に受け入れ

「近未来技術実証」も含め、年内できるだけ速やかに実現

「国家戦略特区」 制度のポイント

「岩盤規制」改革の突破口 (税制措置を含む)

◆ 「総理・内閣主導」の枠組み (国が受け身にならない)

(1) 特区毎の「区域会議」

- ・・・ 国(特区担当大臣)・自治体・民間の「推進役」で構成。
“ミニ独立政府” 3者が対等の立場

(2) 「特区諮問会議」

- ・・・ 最後は、規制担当各省大臣を含めたオープンな場で、総理のリーダーシップで決断

◆ 規制改革の効果拡大

(1) 規制改革「メニュー」の追加 (医療、雇用、教育、農業等)

(2) 指定「区域」の追加 (厳選。志の高い、熱意ある自治体)

国家戦略特区の「初期メニュー」

「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」
25年10月18日 日本経済再生本部決定



※1 本資料は、参考までにイメージを記載したものであり、特区の内容がこれに限定されるものではない。

※2 ☆は特区関連法案に盛り込むもの。

区域会議の開催、区域計画の認定状況

新潟市

大規模農業の改革拠点

区域会議: H26.7.18, 12.3, H27.6.9開催

区域計画認定: H26.12.19, H27.6.29

- ・農業生産法人に係る農地法等の特例
- ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
- ・農家レストラン設置に係る特例
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・雇用労働相談センターの設置

養父市

中山間地農業の改革拠点

区域会議: H26.7.23, H27.1.27開催

区域計画認定: H26.9.9, H27.1.27

- ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
- ・農業生産法人に係る農地法等の特例
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例

福岡市

創業のための雇用改革拠点

区域会議: H26.6.28, 9.25, H27.3.25開催

区域計画認定: H26.9.9, 9.30, H27.6.29

- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・病床規制に係る医療法の特例
- ・雇用労働相談センターの設置

沖縄県

国際観光拠点

区域会議: H26.10.26, H27.6.10開催

区域計画認定: H27.6.29

- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例

東京圏

(東京都9区, 神奈川県, 千葉県成田市)

国際ビジネス、イノベーションの拠点

区域会議: H26.10.1, 12.9,

H27.3.4, 6.15開催

区域計画認定: H26.12.19, H27.3.19,

H27.6.29

- ・都市再生特別措置法の特例
- ・都市計画決定等に係る都市計画法の特例
- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・保険外併用療養に関する特例
- ・病床規制に係る医療法の特例
- ・二国間協定に基づく外国医師の業務解禁
- ・雇用労働相談センターの設置
- ・東京開業ワンストップセンターの設置

関西圏 (大阪府、兵庫県、京都府)

医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援

区域会議: H26.6.23, 9.24, H27.3.11開催

区域計画認定: H26.9.30, 12.19, H27.3.19

- ・保険外併用療養に関する特例
- ・病床規制に係る医療法の特例
- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例
- ・設備投資に係る課税の特例
- ・雇用労働相談センターの設置

区域計画の認定状況①（68事業認定）

区域名 (認定事業数)	規制の特例措置等・事業主体		区域会議開催日 (区域計画作成日)	区域計画 認定日
東京圏 (27事業)	都市再生特別措置法の特例	日比谷地区【三井不動産】	平成26年12月9日	平成26年12月19日
	都市計画法の特例	竹芝地区【東急不動産・鹿島建設】	平成27年3月4日	平成27年3月19日
		虎ノ門四丁目地区【森トラスト】		
		大手町一丁目【三井物産及び三井不動産】	平成27年6月15日	平成27年6月29日
		虎ノ門一丁目【森ビル及び野村不動産】		
		虎ノ門・日比谷線新駅【独立行政法人都市再生機構】		
	エリアマネジメントに係る道路法の特例	丸の内仲通り等【大丸有地区まちづくり協議会】	平成27年3月4日	平成27年3月19日
		新宿副都心四号線・十二号線【一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会】	平成27年6月15日	平成27年6月29日
		大崎駅東西自由通路・夢さん橋【一般社団法人大崎エリアマネージメント等】		
		蒲田駅周辺街路【さかさ川通りーおいしい道計画ー】		
	保険外併用療養に関する特例	慶應義塾大学病院 独立行政法人 国立がん研究センター 東京大学医学部附属病院	平成26年12月9日	平成26年12月19日
		公益財団法人がん研究会 学校法人順天堂 順天堂大学医学部附属順天堂医院 国立大学法人東京医科歯科大学	平成27年3月4日	平成27年3月19日
	病床規制に係る医療法の特例	公益財団法人がん研究会 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ 医療法人社団葵会	平成26年12月9日	平成26年12月19日
		公立大学法人横浜市立大学 慶應義塾大学病院 学校法人順天堂 順天堂大学医学部附属順天堂医院	平成27年3月4日	平成27年3月19日
	二国間協定に基づく外国医師の業務解禁	慶應義塾大学病院 学校法人順天堂 順天堂大学医学部附属順天堂医院 学校法人聖路加国際大学聖路加国際病院及び同病院附属クリニック聖路加メディローカス	平成27年6月15日	平成27年6月29日
関西圏 (8事業)	雇用労働相談センター	—	平成26年12月9日	平成26年12月19日
	東京開業ワンストップセンター	—	平成27年3月4日	平成27年3月19日
	保険外併用療養に関する特例	大阪大学医学部附属病院 独立行政法人国立循環器病研究センター 京都大学医学部附属病院	平成26年9月24日	平成26年9月30日
	病床規制に係る医療法の特例	公益財団法人先端医療振興財団	平成26年9月24日	平成26年9月30日
	エリアマネジメントに係る道路法の特例	一般社団法人グランフロント大阪TMO	平成27年3月11日	平成27年3月19日
	歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例	一般社団法人ノオト	平成27年3月11日	平成27年3月19日
	設備投資に係る課税の特例	株式会社メガカリオン	平成26年3月11日	平成26年3月19日
	雇用労働相談センター	—	平成26年6月23日	平成26年12月19日

区域計画の認定状況②（68事業認定）

区域名 (認定事業数)	規制の特例措置等・事業主体		区域会議開催日 (区域計画作成日)	区域計画 認定日
新潟市 (14事業)	農業生産法人に係る農地法等の特例	株式会社ローソン	平成26年12月3日	平成26年12月19日
		株式会社新潟麦酒		
		株式会社新潟クボタ	平成27年6月9日	平成27年6月29日
		株式会社WPPC		
		株式会社セブンファーム新潟		
		株式会社arsーdining		
		株式会社アイエスエフネットライフ新潟		
	農業委員会と市町村の事務分担に係る特例	—	平成26年12月3日	平成26年12月19日
	農家レストラン設置に係る特例	有限会社フジタファーム	平成26年12月3日	平成26年12月19日
株式会社絆コーポレーション				
有限会社ワイエスアグリプラント				
農業への信用保証制度の適用	—	平成26年12月3日	平成26年12月19日	
雇用労働相談センター	—	平成27年6月9日	平成27年6月29日	
養父市 (11事業)	農業委員会と市町村の事務分担に係る特例	—	平成26年7月23日	平成26年9月9日
	農業生産法人に係る農地法等の特例	有限会社新鮮組	平成27年1月27日	平成27年1月27日
		株式会社近畿クボタ		
		吉井建設有限会社		
		オリックス株式会社、やぶパートナーズ株式会社		
		ヤンマーアグリイノベーション株式会社		
		株式会社姫路生花卸売市場		
		株式会社マイハニー		
株式会社アグリイノベーターズ				
農業への信用保証制度の適用	—	平成27年1月27日	平成27年1月27日	
歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例	一般社団法人ノオト	平成27年1月27日	平成27年1月27日	
福岡市 (6事業)	エリアマネジメントに係る道路法の特例	天神15号線等【福岡観光コンベンションビューロー】	平成26年6月28日	平成26年9月9日
		天神18号線【We Love天神協議会】		
		博多駅前線等【博多まちづくり推進協議会】		
		博多駅前10号線【御供所まちづくり協議会】		
	病床規制に係る医療法の特例	地方独立行政法人福岡市立病院機構	平成27年3月25日	平成27年6月29日
雇用労働相談センター	—	平成26年9月25日	平成26年9月30日	
沖縄県 (2事業)	エリアマネジメントに係る道路法の特例	旭橋都市再開発株式会社	平成27年6月10日	平成27年6月29日
	那覇市国際通り商店街振興組合連合会			

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の概要

内閣府地方創生推進室
内閣官房副長官補付(地域活性化担当)

経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図り、並びに地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

国家戦略特別区域法の一部改正

第189回通常国会提出法案に追加で盛り込まれたもの

1. iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁

採取した血液を原料として製造できる物は血液製剤等に限定されているが、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造することを可能化。【第20条の3】

2. 都市公園内における保育所等設置の解禁

保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可。【第20条の2】

3. 臨床修練制度を活用した国際交流の推進

臨床修練制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国医師の受入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充。【第24条の2】

4. 漁業生産組合の設立要件等の見直し

漁業者の法人化・協業化により競争力の向上や6次産業化の促進を図り、浜の活性化に資するため、漁業生産組合の設立要件(現行7人以上)を緩和。【第14条の2】

5. その他(地域限定保育士試験の政令市での実施など)

地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。【第12条の4に追加】
そのほか、設備投資減税等に関する課税の特例に係る規定を追加。【第27条の2～4】

第187回臨時国会提出法案に盛り込まれていたもの

外国人を含む開業促進など

外国人の活躍環境の整備

①創業人材等の多様な外国人の受入れ促進など☆

査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」等)を緩和。【第16条の4】

・クールジャパンに関わる外国人の活動を促進する施策の推進、情報提供等。【第37条の2】

②外国人家事支援人材の活用☆

女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化。【第16条の3】

法人設立手続の簡素化・迅速化

③ワンストップセンターの設置☆

外国人を含む起業・開業促進のために、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。【第36条の2】

④公証人の公証役場外における定款認証☆

公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。【第12条の2】

規制改革による地方創生

⑤医療法人の理事長要件の見直し

以外の者を医療法人の理事長として選出する際の基準について、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は迅速に認可。【第14条の2】

⑥農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化

できるよう、民業圧迫の恐れがなければ、シルバー人材センターが、週20時間ではなく、40時間の就業についても、派遣事業を行うことを可能化。【第24条の2】

⑦地域限定保育士の創設☆

うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。【第12条の4】

⑧NPO法人の設立手続きの迅速化

ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続における申請書類の縦覧期間(現行2か月)を大幅に短縮。【第24条の4】

⑨国有林野の民間貸付・使用の拡大

国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積(現行5ha)を拡大。【第16条の2】

民間ノウハウの活用など

⑩公立学校運営の民間開放☆

グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。【第12条の2】

⑪官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国・自治体等に勤務する者をスタートアップ企業で働きやすくする枠組み(一定期間内に再び国・自治体の職員になった場合の退職手当の算定への配慮)を構築。【第19条の2、第36条の3】

構造改革特別区域法の一部改正

(1) 公社管理有料道路運営の民間開放

地方道路公社が公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者料金を収受させるとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化。【第28条の3】

(2) 外国語による観光案内人材の育成

地方公共団体が研修を修了した者は、地域限定特例通訳案内士として、報酬を得て通訳案内業務を行うことを可能化。【第19条の2】

都市再生・まちづくり

容積率・用途等土地利用規制の見直し
⇒居住を含め都市環境を整備

エリアマネジメントの民間開放
(道路の占用基準の緩和)
⇒道路空間の利用による都市の魅力向上

滞在施設の旅館業法の適用除外
⇒外国人の滞在ニーズへの対応

ビジネス環境の改善、起業・開業促進

開業ワンストップセンターの設置
⇒法人設立手続きの簡素化・迅速化

公証人の公証役場外における定款認証
⇒法人設立手続きの簡素化・迅速化

NPO法人の設立手続きの迅速化
⇒NPO法人設立によるソーシャルビジネスの促進

官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化
⇒スタートアップ企業における人材確保

空港アクセスバスの手続き緩和
⇒空港アクセスの充実

雇用

農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化
⇒地方における高年齢退職者の就業促進

雇用条件の明確化・雇用労働相談センターの設置
⇒新規開業企業、グローバル企業等の投資促進

有期雇用の特例
⇒柔軟で多様な働き方、プロジェクト単位での雇用促進

医療

病床規制の特例による病床の新設・増床の容認
⇒高度な水準の医療の提供

医療法人の理事長要件の見直し
⇒医療法人のガバナンス強化

iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁
⇒医薬品の研究開発等に係る国際競争力強化

臨床修練制度を活用した国際交流の推進
⇒地域医療分野における国際交流の促進

国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁
⇒高度な医療技術を有する外国医師等の受入推進

保険外併用療養の拡充
⇒高度な水準の医療の提供

医学部の新設に関する検討
⇒社会保障制度や全国的な影響等を勘案

歴史的建築物の活用

歴史的建築物に関する旅館業法の特例
⇒地域活性化、国際観光等の推進

古民家等の活用のための建築基準法の適用除外等
⇒地域活性化、国際観光等の推進

外国人材の活用

外国人家事支援人材の活用
⇒女性の活躍推進等

外国人創業人材の在留資格の基準緩和
⇒創業人材等の多様な外国人の受入推進

農林水産業

農業委員会と市町村の事務分担
⇒農地の流動化の促進

農業生産法人の要件緩和
⇒6次産業化の推進

国有林野の民間貸付・使用の拡大
⇒国有林野の活用促進

漁業生産組合の設立要件の緩和
⇒漁業の競争力向上、6次産業化の推進

農業への信用保証制度の適用
⇒商工業とともに農業者についての資金調達の円滑化

農家レストランの農用地区域内設置の容認
⇒地域農畜産物の利用促進

酒類のインターネット販売の緩和
⇒地域特産品の流通促進

中山間地域等直接支払の補助金返還免除
⇒6次産業化、農業振興・地域振興の促進

有害鳥獣捕獲許可の権限移譲
⇒地域の特性に合わせた捕獲許可期間の柔軟化

教育

公立学校運営の民間への開放
(公設民営学校の設置)
⇒グローバル人材の育成等多様な教育の提供

保育等

地域限定保育士の創設
⇒保育士不足の解消

都市公園内における保育所等設置の解禁
⇒保育所等の福祉サービスの充実

「近未来技術実証特区検討会」の開催【平成27年1月13日】

平成27年1月13日
内閣府
地域活性化推進室

1、趣旨

- ・ 「地方創生」を通じた我が国経済の活性化を実現するためには、国内外の新技術と呼び込み、これを大胆に実証するフィールドを我が国において十分に確保することにより、新たな商品・サービスに関するイノベーションを一層喚起させることが不可欠である。
- ・ このため、特に、遠隔医療、遠隔教育、自動飛行、自動走行等の「近未来技術に関する実証プロジェクト」と、その実現のための「制度的制約・大胆な規制改革」を検討した上で、「地方創生特区」の指定も念頭に、これを受け入れる用意のある「志の高いやる気のある地方自治体」(特に中山間地・離島等)とのマッチングを図る。

2、検討体制

- ・ 本検討会は、平将明副大臣・小泉進次郎政務官(国家戦略特区担当)の私的諮問機関とする。
- ・ 検討会の参加メンバーは、副大臣・政務官に加え、八田達夫座長以下 国家戦略特区ワーキンググループ(WG)のメンバーとする。
- ・ なお、内閣府・内閣官房の他部局(科学技術・イノベーション担当、IT担当)等との密接な連携を図る。

3、検討スケジュール等

- ・ 1月13日 本検討会の開催・公表
- ・ 1月15日 第1回検討会
 - 事業者等からのヒアリング
 - 幅広く「近未来技術」の募集を開始
- ・ 2月中目途 WGでの事業者等からのヒアリングを通じ、地方創生特区で採用すべき技術実証プロジェクトと制度的制約・大胆な規制改革の決定
- ・ 3月初目途 自治体からのヒアリング等を通じ、上記プロジェクトのマッチングを検討(中間取りまとめ)

「近未来技術実証特区検討会」 委員名簿

平 将 明 内閣府副大臣

小 泉 進次郎 内閣府大臣政務官

秋 山 咲 恵 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長

阿曾沼 元 博 順天堂大学客員教授
澁志会がん医療グループ代表

工 藤 和 美 シーラカンズK&H株式会社代表取締役
東洋大学理工学部建築学科教授

坂 村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授

鈴 木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

八 田 達 夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

原 英 史 株式会社政策工房代表取締役社長

本 間 正 義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

八 代 尚 宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

「近未来技術実証特区検討会」 検討経緯

1/15 第1回 近未来技術実証特区検討会

ー 検討会の設置、提案募集の開始、「自動飛行」ヒアリング

- ・ 野波健蔵 千葉大学特別教授
- ・ セコム株式会社
- ・ ヤマハ発動機株式会社
- ・ 総合警備保障株式会社 など

2/ 9 第2回 近未来技術実証特区検討会

ー 「遠隔医療」ヒアリング

- ・ 酒巻哲夫 特定非営利活動法人日本遠隔医療協会理事長
- ・ 武藤真祐 医療法人社団鉄祐会理事長
- ・ 松本純夫 東京医療センター名誉院長、日本内視鏡外科学会監事、ロボット支援手術検討委員会顧問

2/27 第3回 近未来技術実証特区検討会

ー 提案募集結果・共通課題の報告、「自動走行」ヒアリング

- ・ 須田義大 東京大学生産技術研究所、次世代モビリティ研究センター長 教授
- ・ 猪野聰之輔 慶應義塾大学大学院、メディアデザイン研究科附属メディアデザイン研究所 リサーチャー
- ・ 谷口 恒 株式会社ZMP代表取締役社長

3/30 第4回 近未来技術実証特区検討会

ー 「遠隔教育」、「近未来技術関連ベンチャー」ヒアリング、デモンストレーション

- ・ 長野県伊那市
- ・ 夏野 剛 慶應義塾大学政策・メディア研究科特別招聘教授
- ・ 孫 泰蔵 Mistletoe株式会社代表取締役社長兼CEO
- ・ 本荘修二 多摩大学大学院客員教授
- ・ 杉江 理 WHILL株式会社CEO
- ・ 野波健蔵 千葉大学特別教授

4/27 第5回 近未来技術実証特区検討会

ー 「近未来技術関連ベンチャー」ヒアリング

- ・ 山海嘉之 筑波大学システム情報系教授・サイバニクス研究センター所長、CYBERDINE株式会社 代表取締役社長
- ・ 袴田武史 株式会社ispace 代表取締役

「近未来実証特区におけるプロジェクト」提案募集の結果

【集中受付期間】 1/15～2/13 (※)その後も随時受付

平成 27 年 2 月 27 日
内閣府地方創生推進室

1. 「近未来技術実証プロジェクト」提案募集結果（概要）

- 提案総数：70 件
- 提案主体：144 主体（自治体 33、民間企業等 111）
- 主な提案分野及び提案者については以下のとおり。

主な分野 (提案数/主体)	主な提案者
自動飛行 提案数：33 提案主体：63 (自治体 20、民間等 43)	仙台市（宮城県）、仙北市（秋田県）、福島県、茨城県、つくば市（茨城県）、茂木町（栃木県）、成田市（千葉県）、新潟市（新潟県）、松本市（長野県）、伊那市（長野県）、静岡県、愛知県、養父市（兵庫県）、十津川村（奈良県）、広島県、高知県、大川村（高知県）、北九州市（福岡県）、人吉市（熊本県）、 NTTコミュニケーションズ(株)、熊本大学、(独)産業技術総合研究所、静岡フカイニックス(株)、三菱重工(株)、ヤマハ発動機(株) 等
自動走行 提案数：22 提案主体：46 (自治体 14、民間等 32)	岩見沢市（北海道）、仙台市（宮城県）、茨城県、つくば市（茨城県）、伊那市（長野県）、駒ヶ根市（長野県）、愛知県、豊田市（愛知県）、十津川村（奈良県）、北九州市（福岡県）、長崎県、南島原市（長崎県）、小林市（宮崎県）、久米島町（沖縄県）、 インクリメント・ピー(株)、慶應義塾大学、東北大学、日本電気(株)、富士重工(株) 等
遠隔医療 提案数：21 提案主体：43 (自治体 9、民間等 34)	川根本町（静岡県）、愛知県、豊田市（愛知県）、養父市（兵庫県）、十津川村（奈良県）、長崎県、人吉市（熊本県）、小林市（宮崎県）、沖縄県、特定非営利活動法人遠隔医療推進ネットワーク、京都府立医科大学、(一社)新見医師会、三井物産(株) 等
遠隔教育 提案数：4 提案主体：4 (自治体 2、民間等 2)	伊那市（長野県）、小林市（宮崎県） 等

※複数分野が組み合わされた提案、複数主体からの提案が含まれるため、各分野の提案数、提案主体数を足し合わせると提案総数、提案総主体数を超過する。

少なくとも特区において実現すべき規制改革事項(例)

(1) 自動飛行

○航空法第 99 条の 2 及び同法施行規則第 209 条の 4 において、無人航空機については、地表又は水面から 250m 以上（航空路内においては 150m 以上）の飛行が制限されているところ、当該規定を緩和する。

○無人航空機の長距離飛行等を可能とするため、電波法において、無人航空機が利用可能な周波数帯を拡大するとともに、出力制限を緩和する。

(2) 自動走行

○自動走行の公道実証実験について、一定の条件の下、道路交通法第 70 条に規定されている車両等の運転者に課されている安全操作履行義務等の適用を免除する。

(3) 遠隔医療

○中山間地域及び離島等医療機関へのアクセスが困難な地域以外においても、初診及び急性期の疾患に対しても、一定の場合は、医師の判断の下、遠隔診療が可能であることを明確化する。また、遠隔診療通知別表の慢性期疾患の対象が例示列挙であることを明確化するとともに、テレビ電話を使用した遠隔診療も診療報酬の対象とする。

○患者からの依頼があった場合、医師が処方せん原本を当該医療機関から調剤薬局にインターネット等で送信することで医薬品の交付を受けることを可能とする等、院外処方せんの電子化を先行実施する。
また、調剤した医薬品を患者に交付する際に、薬剤師がテレビ電話等で情報提供を行うとともに、民間事業者等の配達を可能とする。

(4) 遠隔教育

○中山間地域等の条件不利地域における子ども同士のコミュニケーションの円滑化等に資するため、地方創生を推進する観点から、義務教育においても、通信制の課程を設置可能であることを明確化するなど、ICT を活用した遠隔教育を可能とする。

「国家戦略特区ワーキンググループ」検討経緯 (近未来技術実証特区関係)

2／23 遠隔医療【厚生労働省】(14:50-16:00)

- ・ 初診及び急性疾患に係る対面診療原則の緩和
- ・ 薬剤の処方箋の交付及び配達に係る規制の緩和
- ・ 遠隔診療対象疾患例の記載の拡大等 など

3／ 9 自動飛行【総務省】(10:15-11:00)

- ・ 無人航空機の長距離飛行等を可能とするための電波法令の規制緩和

自動飛行【国土交通省】(14:00-15:00)

- ・ 無人航空機の飛行に関する航空法の規制緩和

3／13 遠隔医療【厚生労働省】(14:00-15:00)

- ・ 遠隔医療に関する諸課題(2／23の事項・2回目)

自動走行【警察庁、国土交通省】(16:30-17:15)

- ・ 自動走行に関する道路交通法等の規制緩和

「地方創生特区の指定について」

- 第11回 国家戦略特区諮問会議(1/27)石破大臣提出資料より抜粋 -

○ 昨夏に規制改革事項等の提案のあった 33 の地方自治体(別紙参照)のうち、夏にヒアリング済みで追加提案のないものを除く全自治体について、特区ワーキンググループにおいてヒアリングを実施。

(1月16日から23日にかけて4日間、19件。今後にも必要に応じヒアリングを実施)

○ 指定は、下記(1)の国家戦略特区の基準によるが、特に、エ)について、下記(2)の基本的考え方を適用する。

(1) 国家戦略特区の指定基準(基本方針(平成26年2月25日閣議決定))

ア) 区域内における経済的社会的効果

イ) 国家戦略特区を超えた波及効果

ウ) プロジェクトの先進性・革新性等

エ) 地方公共団体の意欲・実行力

オ) プロジェクトの実現可能性

カ) インフラや環境の整備状況

(2) 地方創生特区の指定に当たっての基本的考え方

① 現行法上の規制改革事項等すなわち「初期メニュー」のうち、現在の特区でも困難なものを確実に活用

② 廃案となった法案の「追加メニュー」など、思い切った改革事項を提案

③ 「近未来技術実証(※)」を行うことを積極的に受け入れ

※地方創生特区における「近未来技術実証特区」

- 平成27年1月13日に、平将明副大臣、小泉進次郎大臣政務官の私的諮問機関として、特区ワーキンググループ委員をメンバーとした「近未来技術実証特区検討会」を設置(1月15日に第1回を開催)。
- 遠隔医療、遠隔教育、自動飛行、自動走行などについての新商品・サービスの実証のため、地方創生特区をフラッグシップとして活用し、特に中山間地・離島等で大胆な規制改革を実現。

提案自治体一覧(国家戦略特区内の自治体除く)

番号	提案自治体	初期メニュー	追加メニュー	その他の主な規制改革
1	青森県	—	—	浮体式LNG受入基地とLNG火力発電所の整備運用に係る法体系の構築、許認可手続の緩和・迅速化 廃棄物処理法上の広域認定制度の緩和
2	秋田県	—	—	農地転用許可の基準緩和・権限移譲 後期高齢者医療保険の住所地特例 介護人材の技能実習期間を8年まで延長 アンモニアを燃料とした発電実証実験に係る規制改革
3	仙北市 (秋田県)	農業生産法人	国有林野	農業生産法人の出資・事業要件緩和 外国人医師による日本人の診察保険適用 温泉療養への保険適用範囲の拡大 農家民宿等が提供する農業体験の旅行業法適用除外 国有林野を活用したドローン実証実験に係る規制改革
4	山形県 鶴岡市	農業生産法人	—	農地利用・都市計画に係る許認可権限の一元化 農地転用許可の権限移譲
5	仙台市	エリアマネジメント 雇用条件	公証人 開業ワンストップ NPO 地域限定保育士	地域限定保育士に係る試験実施の権限移譲 建築物の用途変更手続きのワンストップ化 育児休業を複数回取得する機会の確保 自動走行機能付電気自動車の実証に関する規制改革 飛行ロボットの実証実験に関する規制改革
6	会津若松市 (福島県)	—	—	著作物のフェアユース規定の導入 コンテンツプロバイダへの免責条件の明確化 個人情報の匿名化処理に関する共通ルール策定
7	新潟県、新潟市 上越市、聖籠町	—	—	海洋再生エネルギーの固定価格買取制度への適用 枯渇ガス田の利用基準の緩和
8	茨城県 つくば市	—	—	医薬品・医療機器の審査期間の短縮 先進的な医療技術の先進医療認定迅速化 介護保険適用対象の拡大 ドローンの自動飛行実証試験に関する規制改革 ロボットスーツHAL実証試験に関する規制改革
9	埼玉県	—	—	医療機器製造販売業に係る品質保証責任者要件緩和 電力融通基準の緩和 農地転用の手続き簡略化・権限移譲
10	練馬区 (東京都)	病床 外国医師	—	生産緑地の面積要件の緩和 農業体験外国人の滞在条件緩和
11	台東区 (東京都)	エリアマネジメント	—	旅客不定期航路事業における2点間運航の許可
12	豊島区 (東京都)	容積率 エリアマネジメント 旅館業法	—	外国人芸術家が訪日公演などの際に在留資格「短期滞在」での入国の許可

番号	提案自治体	初期メニュー	追加メニュー	その他の主な規制改革
13	北区、板橋区 (東京都)	エリアマネジメント	—	都市公園における建蔽率緩和 重要文化財の保護活用基準の緩和(※) ※北区のみの提案
14	墨田区 (東京都)	—	—	旅客不定期航路事業における2点間運航の許可
15	荒川区 (東京都)	エリアマネジメント	開業ワンストップ	都市公園内における保育所設置の解禁 分筆に係る不動産登記申請者の要件緩和 免許不要無線局の空中線電力の上限緩和
16	長野県	—	—	検疫官に替わり医師による検疫業務の実施 安全保障貿易管理制度に基づく手続等の簡略化
17	愛知県、岐阜県 三重県、静岡県 名古屋市 静岡市、浜松市	保険外併用 雇用条件	(参考) 有料道路管理の 民間開放 (構造特区)	自動走行の実証を行うための法整備 医療機器製造販売業の品質保証責任者資格要件緩和 遠隔診療の拡大
18	愛知県 常滑市	農家レストラン 農業委員会 農業生産法人 信用保証	—	—
19	愛知県	公設民営学校	—	高校専攻科から大学への編入 高校本科及び専攻科双方の校長配置 リハビリ遠隔医療等の実証に関する規制改革 無人飛行ロボットの実証に関する規制改革 自動走行の実証に関する規制改革
20	名古屋市 (愛知県)	—	—	鉄道事業者所有地への抵当権設定の緩和 退避施設提供者の災害時の賠償責任免責制度創設
21	静岡県	医学部検討	—	発症前診断等・予防的治療等の保険適用 遠隔診療の拡大 新設医大附属病院の病床の特例 無人ヘリコプターの利用電波帯の拡大 無人ヘリコプター用農薬の転用登録の緩和措置
22	三重県	信用保証 農家レストラン	—	品質保証責任者の資格要件緩和 医療機器品質管理省令のISOとの整合 農地転用許可の権限移譲 半導体製造用高圧ガスの輸入検査場所の要件緩和
23	和歌山県 鳥取県 関西広域連合	保険外併用	—	ロボット医療の先進医療認定の特例 医療機器等の製造販売承認の迅速化 遠隔指導によるロボット手術関連制度の構築
24	和歌山県 関西広域連合	—	—	医療機器等の製造販売承認の迅速化 ロボット介護機器のガイドライン整備・試行的運用 介護保険の適用範囲拡大

番号	提案自治体	初期メニュー	追加メニュー	その他の主な規制改革
25	岡山県	信用保証 農家レストラン	—	農業生産法人の事業要件の緩和 酪農農業施設設置に係る知事承認の緩和 看護師等養成所の専任教員数の基準緩和 発光遺伝子組換え植物の野外栽培に関する規制改革
26	広島県	—	—	医療機器等の製造販売承認の迅速化 ドローンの電波法出力範囲の拡大 ドローンの道路法上の使用許可基準緩和
27	鳥取県	農家レストラン	—	漁港区域指定等の権限移譲及び港湾計画審査廃止 車載ディスプレイ公道実験の道路使用制限の緩和 中山間地域等直接支払交付金の農地転用時返還免除
28	徳島県 関西広域連合	—	—	ヒト iPS 細胞の研究開発・事業化に関する規制緩和 個人情報の匿名化処理に関する共通ルールの策定
29	徳島県	—	—	自家用車による高齢者の有償運送の緩和 介護保険の住所地特例適用要件拡大 市街化調整区域内空家の賃貸化に係る知事許可廃止 ドローンによる物資輸送・災害時の安否確認 ドローンによる農作物の生育観察や鳥獣害防止
30	高知県	信用保証	—	自治体実施ツアーの旅行業法適用除外 高齢者の住所地特例の拡充 ドローンによる中山間地域の配送効率化 ドローンによる医薬品の配送許可
31	鳥栖市 (佐賀県)	信用保証	—	農振除外基準の緩和 農地分類基準の緩和 市街化調整区域の用途制限付き大規模開発許可
32	長崎県	古民家等 旅館業法 農家レストラン	—	再生可能エネルギー関連の発電所・変電所における主任技術者の選任義務の緩和 水素製造施設設置・保安基準緩和 自動走行システム実証実験に関する規制改革 特定健康診査における遠隔診察に関する規制改革
33	大分県	—	—	既卒留学生の在留資格に関する規制緩和
34	福井県	—	—	LNG・水素エネルギー活用都市の整備に必要な規制緩和 原子力の技術力・人材力の育成に必要な規制緩和 浮体式 LNG 受入基地の導入に必要な規制緩和
35	柏市 (千葉県)	—	—	医療機器等の製造販売承認の迅速化 医療機器改良による臨床試験結果の保険反映
36	北九州市 (福岡県)	エリアマネジメント	創業人材等 開業ワンストップ 高齢者就業時間 NPO	インフラ輸出に貢献する外国人材の在留資格新設 自動走行の公道実証に関する規制緩和 アシストツールの現場導入・実証プロセスの標準化

林業経営や放牧に解放

- 農業生産法人の要件緩和

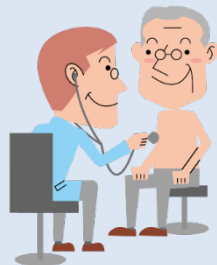


観光地における
外国人医師による診療

- 単独の診療所での診察解禁



玉川温泉



市域面積 ▶ 8割が林野
6割が国有林野

- 国有林野の民間開放
(貸付面積や貸付対象者の拡充)



無人飛行の実証



遭難者の搜索



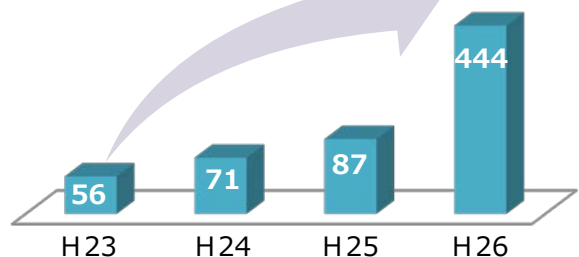
火山監視



鳥獣被害対策などの
農林畜産分野の調査

<仙台市を取り巻く環境>

近年、女性による起業相談件数が急増



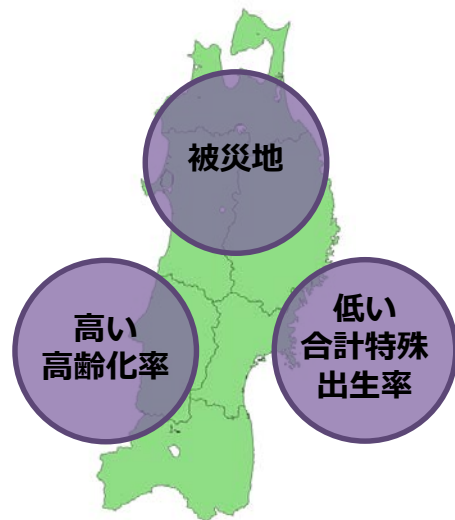
(出典：(公財) 仙台市産業振興事業団調査)

震災後、起業マインドが大きく変化

	能力を活かしたい	他人・地域への貢献
震災前起業家	20.6%	16.5%
震災後起業家	15.2%	23.7%
起業家予備軍	8.8%	31.5%

(出典：仙台市調査)

東北地方は課題先進地域

起業しやすい
仕組みづくり

- NPO法人の設立認証の手続期間を約半分に
- 公証人の定款認証が公証役場外でも可能に
- 起業直後の企業等に雇用ルールを説明して労働関係紛争を未然防止

女性の社会
参加促進

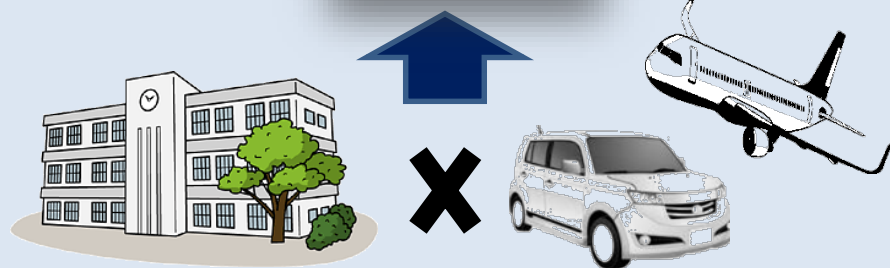
- 地域限定保育士試験の実施により保育士不足を解消
- 都市公園内への保育所設置により待機児童を解消

大学との連携
による近未来
技術の実証

- 東北大学との自動走行等の実証により新たなイノベーションを喚起



産業人材育成や自動走行等による
成長産業・先端技術の中核拠点の形成



公設民営学校設立等による
産業人材の育成・確保

自動車・航空宇宙等の
国内最大のモノづくり拠点

中部国際空港を活用し、
交流人口の増加に寄与



農業の所得向上と
成長分野への転換

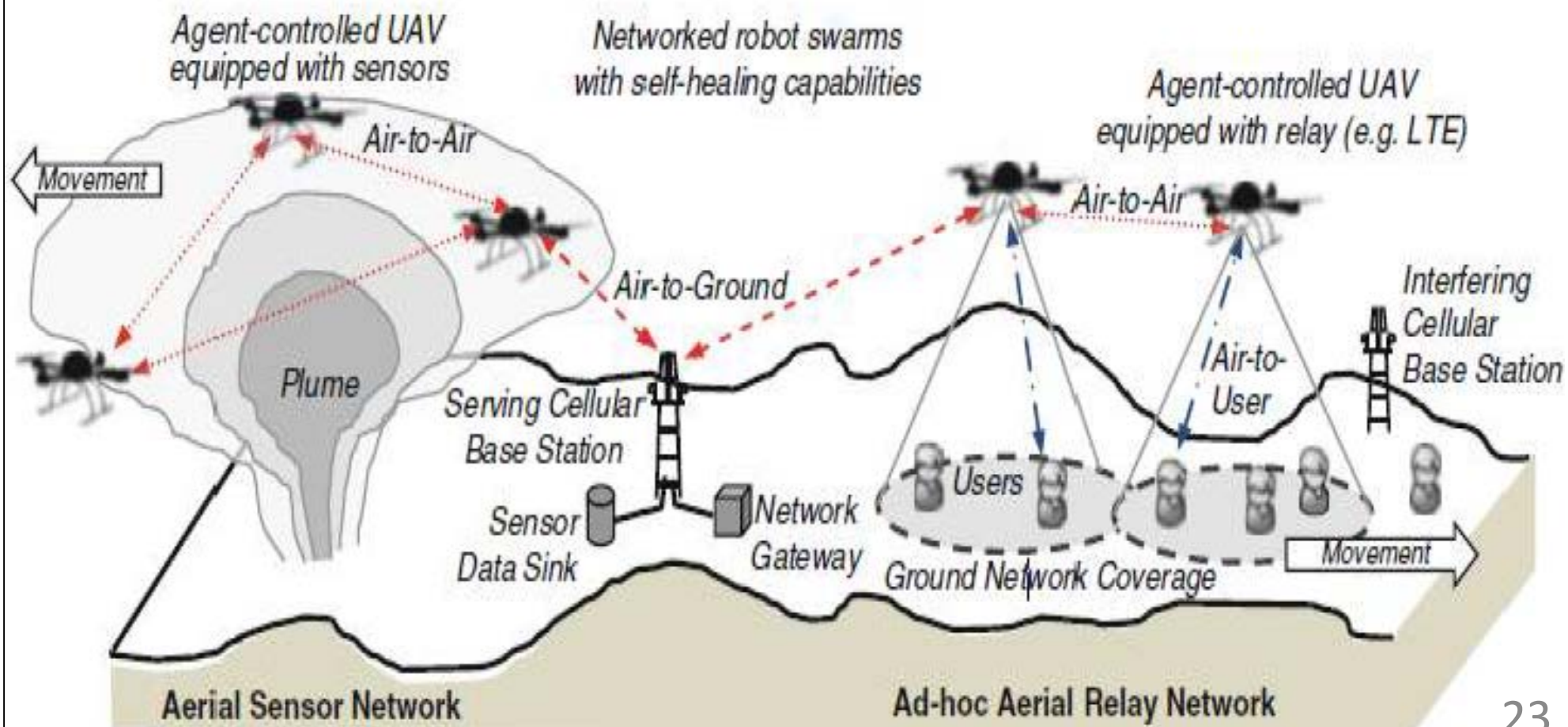
- ・ 企業の農業への参入
- ・ 農地の集約・集積、耕作放棄地の解消
- ・ 6次産業化の推進



- 農業委員会の市への業務移管
- 農業生産法人の役員要件の緩和
- 農業への信用保証の適用
- 農家レストランの設置

直線距離10km程度の特区の必要性

飛行ロボットを核としたデータリンクネットワーク構築試験



坂村健の目「ドローンと規制」 (平成27年1月22日 毎日新聞)

○今、「ドローン」と呼ばれる無人飛行機が世界的に注目を集めている。(略)しかし、問題は技術の進歩に運用ルールが追いついていないことだ。米国は一見ドローン先進国のようだが、飛行機過密国ということもあり、高度112メートル以下しか飛べない。(略)

○厳しい規制のせいで米国が出遅れたせいか、自律ドローンの研究開発では実はヨーロッパの方が一歩進んでいる。そこで米国では昨年、大学、空港、州などが主体となって6つの特定試験区域が選定された。この区域内では従来の規制なしで実験できる。(略)

○日本では千葉大学の野波健蔵先生が世界的に有名だが、我が国全体での研究は盛んとはいえない。しかし実は日本の航空法ではドローンは用途に関係なく模型飛行機と同じ扱い。空港周辺などを除けば高度250メートルまでなら届け出なしに飛ばせる。目視操縦か自律飛行かといった制限もない。地権者が認めればいいだけなので、むしろ実験場設置では米国より楽なのだ。

○野波先生によると自律ドローンの開発には山の中でもよいので直線距離で10キロとれる試験区域が必要だとのこと。国有林でも東京大学の北海道演習林でも、国が決断するだけで10キロとれる区域はたくさんある。日本としては珍しくもこの件では規制が問題ではなく決断だけだ。「空のイノベーション」に遅れないよう、国として直ちに試験区域の指定を決断すべきだ。(後略)

国有林野の民間開放(無人飛行実証に資する規制改革事項の例)

民有林の経営規模の拡大をはじめ、地域の産業振興を後押しする観点から、国家戦略特別区域法等において、国有林野の林地の貸付・使用に関する対象面積・対象者を拡大する特例を設ける。

現状

現行、林業用を含めた非公共用での貸付・使用については、

- ① 対象面積は5ha以内（国有林野管理経営法）
- ② 所在地域の住民が林業等に供する場合に限定（運用通達）

見直し後

国家戦略特区においては、

- ① 対象面積の上限を10haに拡大（国家戦略特区法で特例を措置）
- ② 対象者を地域住民に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を対象（具体的には通達で規定）

効果

民有林の経営規模の拡大をはじめ、地域の産業振興を後押し

- 本日、昨年末の選挙でお約束した『地方創生特区』の第一弾として、3地域を決定しました。この地方創生特区が、全国の地方創生をリードするモデルになることを期待したいと思います。
- 秋田県仙北市は、市内の6割を占める国有林野を民間に開放し、放牧やドローンの実証を行うとともに、外国医師の診療所での診察を解禁するものであります。
- 宮城県仙台市は、女性の活躍や社会起業の拠点として、NPO法人も含めた開業
手続を迅速化し、地域限定保育士を導入することとしています。
- 教育や農業分野での岩盤規制改革を断行する愛知県を含め、地方創生特区第一
弾のこれら3地域に対しては、手続の簡素化や専門家の派遣など、最大限の支援を行
いたいと思います。
- また、都市公園内の保育所の設置解禁や外国医師による診療範囲の拡充など、
今回の法案に追加する規制改革事項を決定しました。これらを盛り込んでパワーアッ
プした法案を、この国会に提出いたします。
- さらに、近未来技術の実証を含め、大胆な規制改革提案を募り、年内できるだけ
速やかに、『地方創生特区』第二弾を実現したいと思います。

小型無人機に関する当面の取組方針(抜粋)

【平成27年5月12日 小型無人機に関する関係府省庁連絡会議】

(前略)

政府一丸となって、これらの措置を着実に実行に移すことで危機管理に万全を期すとともに、国民生活の安全・安心の確保を図る。また、ルール整備を通じて我が国の成長戦略にも資する形で小型無人機が健全に利活用されるように対応する。

(中略)

2. 実施まで一定の期間を要する事項

(2) 特区制度を活用した実証実験等健全な利活用に向けた取組

特区制度を活用した新技術実証を速やかに行うための制度改正等を検討するとともに、高度な電波利用に関する環境整備、取得データの適正な利活用に向けた検討を行い、健全な利活用の実現、ひいては我が国の成長戦略に資する取組を進める。

「『日本再興戦略』改訂2015」（6月30日 閣議決定） における規制改革事項

（遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進）

- ① テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例
- ② 遠隔診療の取扱いの明確化
- ③ IT活用による遠隔地間の学校等を結んだ教育手法の導入
- ④ 小型無人機に係る健全な利活用の実現
- ⑤ 小型無人機の実証等に関する無線局免許の迅速化
- ⑥ 完全自動走行を見据えた環境整備の推進
- ⑦ 医療用ロボットの活用範囲の拡大

（医療イノベーションの推進、持続可能な社会保障システムの構築）

- ⑧ 特区薬事戦略相談制度の創設等による革新的医療機器の開発迅速化
- ⑨ 往診等に係るいわゆる「16kmルール」等に関する保険適用の柔軟化
- ⑩ 予防医療ビジネスの推進
- ⑪ 医療機器製造販売における国内品質業務運営責任者の資格要件の緩和
- ⑫ 通信制看護師学校養成所の入学基準の緩和

（地方主導による大胆な規制改革の実現）

- ⑬ 自然由来の汚染土壌の取扱いに関する新たな仕組みの構築
- ⑭ 獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討

b) 更なる規制改革事項等の実現

国家戦略特区に関し、これまでの積み残しや本年6月までに全国から募集した提案に加え、以下の規制改革事項のうち、国家戦略特区で取り組むべきものについては、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

その際、これまでと同様に、「全国規模又は少なくとも特区の二者択一の下で改革を実現する」との観点から、特区内での特例措置はもとより、全国規模で適用する規制・制度改革等も組み合わせる。

他方、国家戦略特区に指定されなかった地域や盛り込まれなかった規制改革提案についても、必要に応じ、構造改革特区・総合特区や全国規模の規制改革措置として実現すべく、積極的に検討を進める。

また、国家戦略特別区域基本方針に、「少なくとも年2回は提案募集を実施する」としていることに基づき、全国の自治体や民間からの提案募集を、毎年着実に行う。

(遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進)**① テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例**

- ・ 処方薬について、薬剤師は対面で服薬指導を行うこととされているが、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合の薬剤師による服薬指導の対面原則の例外として、国家戦略特区においては実証的に、対面での服薬指導が行えない場合にテレビ電話を活用した服薬指導を可能とするよう、法的措置を講ずる。
- ・ あわせて、本特例において、民間事業者等による医薬品の配達が可能であることを明確化するための所要の措置を講ずる。

② 遠隔診療の取扱いの明確化

- ・ 患者の遠隔診療のニーズに対応するため、遠隔診療に関する現行の通知に記載された、離島・へき地の患者や特定（9種類）の遠隔診療以外の場合、また、初診であっても直接の対面診療を行うことが困難である場合についても、医師の判断により遠隔診療が可能であることを明確化するため、速やかに通知を発出する。

③ IT活用による遠隔地間の学校等を結んだ教育手法の導入

- ・ 過疎化・少子化の進展に伴い小規模化している学校においても、子どもたちが切磋琢磨する環境で充実した教育を受けることができるよう、IT活用により遠隔地間を結んだ合同授業等について、実証研究を通じて効果や課題を評価・検証し、導入に向けた新たなルール等を速やかに構築する。

④ 小型無人機に係る健全な利活用の実現

- ・ 災害監視・物流等の多様な分野における新産業の創出や国民生活の利便や質の向上等に資する小型無人機について、航空法改正等による運用ルールを早急に整備した上で、健全な利活用の実現、ひいては我が国の成長戦略に資するよう、国家戦略特区に係る区域会議において、随時、追加的な規制・制度改革について民間事業者等から意見聴取を行い、特区制度を活用した新技術実証を速やかに行うための必要な規制・制度改革に取り組む。これらの取組を含め、全国共通の必要な制度改革を不断かつ確実に進める。

⑤ 小型無人機の実証等に関する無線局免許の迅速化

- ・ 特区内における小型無人機の活用に関する実証実験や、ベンチャー企業等による製品開発等を推進するため、現在の特定実験試験局制度を見直し、混信等の問題を発生させないための調整をよりきめ細かく行うこと等により、免許が可能な範囲として告示する地域を、現在の地方支分部局の管轄区域ごとから市町村単位等ニーズに応じて柔軟に設定するとともに、迅速な手続の下、現在Wi-Fi等で広く活用されている周波数帯であっても、これを活用可能とする。

国家戦略特区シンポジウム

【日 時】平成27年6月26日(金)17時10分～19時25分

【会 場】虎ノ門ヒルズフォーラム 5階メインホール(〒105-6305東京都港区虎ノ門1-23-3)

開会挨拶



石破 茂 内閣府特命担当大臣(国家戦略特別区域)

【挨拶要旨】

本日お越しの特区指定された首長の方々や、有識者・専門家の皆様のお話を通じ、新しい事業などのアイデアに活かしていただきたいと思います。

私共国といたしましても、国家戦略特区の改革のメニュー追加を通じ特区での取組を更に進化をさせたい、また、指定区域の拡大を図ることはもちろんですが、既に認められた規制改革事項を速やかに全国展開することを含めて、改革によるメリットを多くの地域が享受することができるよう、引き続き、最大限の努力をしていくつもりです。

本日のシンポジウムの議論を通じて、日本国中で、新たな取組が広がることを心から願っております。

セッション I「パネルディスカッション①」



「国家戦略特区として目指すもの」をテーマに、パネルディスカッションを行いました。

モデレーター

平 将明(内閣府副大臣)

パネラー

高島 宗一郎(福岡市長)

八田 達夫(特区諮問会議有識者議員)

秋池 玲子(特区諮問会議有識者議員)

スプツニ子！(現代美術家、マサチューセッツ工科大学助教)

セッションⅡ「プレゼンテーション」



農業・医療改革、都市再生」をテーマに、指定特区の首長が取組の成果を報告し、今後の方向性についてプレゼンテーションを行いました。

プレゼンター

篠田 昭(新潟市長)
井戸 敏三(兵庫県知事)
前田 信弘(東京都副知事)
小泉 一成(成田市長)
黒岩 祐治(神奈川県知事)

セッションⅢ「パネルディスカッション②」



「養父×仙北 特区を活用した地方創生モデルの構築」をテーマに、パネルディスカッションを行いました。

モデレーター

竹中 平蔵(特区諮問会議有識者議員)

パネラー

小泉 進次郎(内閣府大臣政務官)
広瀬 栄(養父市長)
門脇 光浩(仙北市長)
鯉渕 美穂(MIKAWAYA21代表取締役社長)

- 来場者数 : **365名** (登壇者等の関係者、プレスを含む)
- ニコニコ生放送 … 視聴者数(放送終了時) : **20,082名** (うちコメント者数 : **6,288人**)
⇒ **当日の生放送番組(5,000以上)ある中で、第16位**
- 番組終了後のアンケート結果
⇒ **「とても良かった」だけで1/3、「良かった」と併せて6割以上の高い評価**